

(別紙)「宝塚市障害者差別解消に関する条例(案)」に対するパブリック・コメント手続きに基づく意見募集の結果一覧表

・意見の募集期間 平成28年(2016年)8月8日(月)～9月7日(水)
 ・提出意見件数 26件

No.	頁	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
1	2	20	「市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう」とありますが、例えば、”宝塚市民で市外に通勤、又は通学をしていて、その市外で差別を受けた”という場合はどうなのか。また逆に、”宝塚市民ではないが宝塚市内で差別を受けた。”この場合もどういった対処をしていただけるのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。市民が市外で差別を受けた場合、及び市民以外の方が市内で差別を受けた場合、いずれの場合も相談は受け付けます。ただし、助言又はあっせんの申し立てについては、市内で発生した案件のみが対象となります。市外で差別を受けた場合については、適切な相談先をご案内するなど、ご本人と相談のうえ対応していきます。	【原案のとおりとします】
2	3	6	「差別解消」＝「合理的配慮」だと思っているので、私には、ここが重要なポイントです。 「それは無理です」が先に来るのではなく、また、障害を持つ者が「泣き寝入りをする」のでもなく、双方がコミュニケーションを取りやすい雰囲気も大切だと思います。 共に学び合い、共に協力していくことは、素晴らしい。かつ、障害者が主体であってほしい、と願います。	ご意見ありがとうございます。この条例では、合理的配慮の提供をしないことも障害を理由とする差別としています。障害のある人もない人も共に学び合い、共に協力していくことが大切だと考えています。	【原案のとおりとします】
3	3	8	「双方の建設的対話による相互理解」とありますが「建設的対話」という言葉が非常に理解しにくく、理解できなかった者にとってこの条例は、今回、差別解消法が出来たが、結局は障害を理由とする差別をしてきた者のことを理解しなくてはならないのかと感じる方がおられると思います。文章の改善をお願いします。	ご意見ありがとうございます。合理的配慮については、障害当事者側は何が社会的障壁となっているのかを伝えること、それに対し事業者側はどのような対応が可能で、何が難しいのかを説明するなど、双方が丁寧に説明した上で、お互いが納得する方法を見つけ出すプロセスが大切といわれており、このプロセスを「建設的な対話」と表現しています。今後、条例をわかりやすく説明した概要版を作成する予定ですが、概要版におきましては、より多くの皆様に理解していただけるよう工夫していきます。	【原案のとおりとします】
4	3	11	「差別の有無にかかわらず、共に学び合い、共に協力していくこと・・・」とありますが、「共に学び合い」という言葉は違うように感じます。当事者にとってこの解消法で『健常者と当事者の垣根を越えるため。』『障害を理解できない人たちに「どういったことが差別になるのか」ということを少しでも多くの人に理解してもらいたい。』という気持ちがあるので小・中学校での福祉教育や講演会は積極的に行っていきたいと思っているので「共に学び合い」という言葉は違うように感じます。	ご意見ありがとうございます。障害者差別の解消を進めていくためには、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながらお互いに理解し合い、共に学び合うことが大切であると考えています。小・中学校での福祉教育や講演会については現在も取り組んでおりますが、今後も、効果的な啓発が行えるよう障害当事者のご協力をいただきながら進めていきたいと考えています。	【原案のとおりとします】

No.	頁	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
5	3	18	「障害及び障害者に対する知識及び理解を深めるとともに…」とありますが、一体どうやって知識を深めていくのか。障害について理解する機会がなかった人たちにどうやって障害に対する知識及び理解を深めていくのか。	ご意見ありがとうございます。効果的な啓発が行えるよう障害当事者が参加する宝塚市障害者差別解消支援地域協議会で意見交換をしながら検討していきます。	【原案のとおりとします】
6	3	24	第7条の条例で「市は、市民及び事業者に障害に対する知識や理解を求めている、市民及び事業者は障害を理由とした差別を解消、合理的配慮の提供が行いやすいように市が普及啓発を行う」と解釈したのですが、市は市民や事業者にどこまでの理解を求めているのか。市が普及啓発を行うとありますが、どういった普及啓発活動を行うのか。		
7	3		この条例が障害のある人のための条例ではなくて、市民1人ひとりが自分のこととして考えられる条例になるように、啓発してほしい。合理的配慮は、障がい者だけでなく、子育て世代やシニア世代にも共通する。誰もが住みよい宝塚になるように、素晴らしい条例を1度だけでなく、くり返し啓発して行って下さい。		
8	3	19	「市が実施する障害を理由とする差別を解消するための施策…」とありますが、施策は誰が決めたのでしょうか。その施策を決める時、その中に市民はいたのか。施策を決める時には、市民も入れて施策を決めてほしい。	ご意見ありがとうございます。市が実施する障害を理由とする差別を解消するための施策については、宝塚市障害者差別解消支援地域協議会で意見交換しながら、検討していきます。この協議会には、障害当事者や公募する市民にご参加いただいています。	【原案のとおりとします】
9	3	24	第7条障害及び障害者に対する知識及び理解を市民及び事業者に求め～というところから当事者の意見は反映されているのか？		
10	3	21	「障害を理由とする差別を解消するための施策」とは、具体的にどういうものなのか、例を挙げてほしい。 定期的に、障害当事者や関係者が講師となって、市民の集いやすい場所で、差別や合理的配慮について、解りやすい講演や寸劇（ロール・プレイング）などを行う、など。 市民、事業者に限らず、市長をはじめ、行政機関の職員にも、障害者に対する理解を、より深めて頂きたいと願います。	ご意見ありがとうございます。今後、市民および事業者への啓発については、障害当事者にご協力をいただきながら啓発活動や講演会を行う予定です。行政機関の職員についても、研修を行っていきます。その他、市が実施する障害を理由とする差別を解消するための施策については、障害当事者や市民で構成する宝塚市障害者差別解消支援地域協議会で意見交換しながら検討していきます。	【原案のとおりとします】
11	3	最終行	職員研修を行うものとするがあるが対応要領をどういうものにするのか？具体的に	ご意見ありがとうございます。本年3月30日に、職員対応要領及び障害の正しい理解と対応の方法について詳しく記載した対応要領別冊を作成し、全職員に周知しています。また、本年6月には、市職員を対象に、対応要領に関する説明会を開催しました。今後も引き続き障害当事者にご協力いただくなど、より効果的な職員研修を行っていく予定です。	【原案のとおりとします】

No.	頁	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
12	4	2	相談についての記述がありますが、相談員の配置についての記述がありません。条例を立てるなら、相談窓口の明確化、専任相談員の配置が必要だと思います。 ・差別解消推進委員会 ・差別解消支援地域協議会の設置	ご意見ありがとうございます。本市におきましては、障害者差別解消法が施行された平成28年4月1日より、相談窓口を開設し、担当の職員を配置しています。相談窓口については、広報誌やパンフレットで周知していますが、引き続き周知に努めてまいります。また、条例では、紛争解決については、宝塚市障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会を設置し、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果かつ円滑に行うため、宝塚市障害者差別解消支援地域協議会を設置することとしています。	【原案のとおりとします】
13	第2章第2節		相談と手続きについて書かれているが、その専門性と相談員の配置体制についての記述がありません。相談窓口の明確化と専任相談員の配置をして下さい。		
14	6	9	調整委員会に当事者を入れてほしい。(二人程)差別の解消に理解がある者とありますが障害を理由とする差別を实际受けている当事者が調整委員会にいるべきだと思います。	ご意見ありがとうございます。調整委員会は、差別事案に関する申し立てに係る助言又はあっせんを行うため、市長の附属機関として設置するものです。条例では7名以内の委員のうち2名以内は「障害者」又は障害当事者の意見を代弁する方などを意味する「その他障害を理由とする差別の解消に理解のある者」としており、障害当事者の意見を反映するように規定しています。	【原案のとおりとします】
15	7	4	調整員の7人の中に当事者を2名以上入れて欲しい。		
16	6	29	「第14条第3項に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」とありますが、もし、職を退いた後にその方にお酒が入って、ポロツと口をこぼすかもしれない。そこはどういった対処をするのか。	ご意見ありがとうございます。条例第14条第3項の規定では「委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」としています。よって、職を退いた後も、守秘義務に違反した場合は、罰則が適用されます。	【原案のとおりとします】
17	6	最終行	第14条第3項に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金～という部分で、調整委員以外にも差別をした側(本人)に必要ではないか？	ご意見ありがとうございます。この条例では、「差別を解消するための取組は、当該差別をした者を一方的に非難するのではなく、障害の有無にかかわらず、共に学び合い、共に協力していくことを基本とすること」としており、差別をしたことに対する罰則は考えていません。	【原案のとおりとします】
18	7	2	施行期日について 国の法律は平成28年4月1日施行です。宝塚市の障害者も平成28年4月1日から相談できることを望みます。 平成28年4月1日から相談できることを判りやすく明記していただきたいと思ひます。	ご意見ありがとうございます。本市においては、障害者差別解消法が施行された平成28年4月1日より、障害を理由とする差別の解消に関する相談窓口を開設しています。皆様に分かりやすいように、今後も周知に努めてまいります。	【原案のとおりとします】
19	第6条第2章、第7条		合理的配慮を義務化するべき。明石市のように助成金を出して、合理的配慮を事業者が当たり前に考えられるようにしなければ、今のままで、この概念を広く知らせることは難しい。特に折たたみスロープへの助成は、障がい者だけでなく、ベビーカーを押す人、買い物カートを押す人なども利用でき、シンシアの街づくりの中核になり得る。参考にして下さい。 http://www.fukushishimbun.co.jp/topics/12927 ぜひ1歩2歩と踏み込んだ、宝塚市の”ウリ”となるような条例をお願いします。	ご意見ありがとうございます。ご提案いただいたことについては、今後、検討していきます。	【原案のとおりとします】
20	開するること		文章や言葉が難しく理解しにくい条例が多かった。市民が理解してこそその条例だと思うので理解しやすい条例にしてほしい。	ご意見ありがとうございます。条例の内容の周知に当たっては、わかりやすい概要版やルビのあるものを作成します。	【原案のとおりとします】
21			当事者も読めるようにルビを入れて欲しい。全体的に難しく理解しづらい。というのも重度障害者の中にはわからない人もいる。		

No.	頁	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
22	3		合理的配慮という表現はとりかたによっていろいろ考えられるなあと思っています。就労系の施設をしていて思うのは本人にそれほど働く気力がないのに周囲が合理的配慮により一定以上の賃金や条件をもとめてしまうとうとうかなあとか、もしかしたら今の施設の労働そのものも合理的配慮に欠けている（結果として）と言われる土壌が出来てくる様にも思う。それは必要な部分もあると思うし危惧している部分もあると思っています。	ご意見ありがとうございます。	
23			<p>××病院×××科（担当：×××Dr）のこと。私はヘルパーをしておりますが、利用者さんの○さん（車椅子利用者で一級障害者の男性）の右臀部によくそうが悪化し、診察を受けました。××Drは「（傷は）浅くなっていますね」「このまま処置（自宅）を」と言いましたが、私は「傷のことは素人目では広がっていること以外は分かりません。在宅での処置が（ヘルパー日替わりの中で）どれだけ危険か分かっていますか？」××Drは「悪くなったら入院で」と私を見て言う。私は「○さんに教えてください」と促す。※市販のパーマミロール（傷手当用の接着フィルム）の説明も不十分で、××Drに「インフォームド・コンセント」×「障害者差別解消法の合理的配慮」×で（××Drの氏名公表）告発します」と告げた。あとで○○室長の△△が謝罪に来られた。○さんの自己決定の場もなく合理的配慮は期待できず、謝罪を頂いても不十分だ。（怒）！！</p> <p>（※パーマミロールについては当院で投薬できない、市販でどうぞ」（××Dr）と言ったが「紙テープにガーゼだけの傷処置は無理です」と私が言って初めて分かったこと）</p>	ご意見ありがとうございます。相談事例として対応していきます。	
24			7/26の「相模原市事件」以来、医療保護入院の在り方を巡っての”締め付け”や容疑者を巡っての誤報道から精神障害当事者、家族、支援者はひどくキズついている。これは主に報道の「責任」かもしれませんが精神障害者、精神科医療への偏見や「優生思想」の影響が根深いと思われます。これは私の発想・意見の「飛躍」によるものでしょうか？		
25			私は障害者のヘルパーをしておりますが、××病院西隣○○そばの△△薬局への行帰りにバリアフリー（とくに歩道）が全く考えられていない（車イス障害者のために）ことに気がきました。歩道の側面と車道との段差が高く、落下した時の危険度は大きいと思います。また、同病院東側の◇◇薬局の自動出入口は車イスから鉤を押そうとしても届かず、ヘルパーの私がいいつも押しています。合理的配慮に欠けると思います。／追記、△△薬局同店への横断歩道の「歩行者マーク（ゼブラゾーン）」が薄くなっていますので、塗り替えて欲しい。		
26			宝塚インター出入口危険です。歩行者ゾーン（ゼブラゾーン）はあるのに歩行者に全く気付いていない運転手が殆どだ。多分、スピードが出ているし、急カーブ（設計上のミスあり）になっているので「後ろから追突される」意識から「停まれない」ドライバーも多いのではと思われますが、渡るのは命がけです。とくに車イスを押しているとき歩行ゾーンの側面が「切って」あるため、車イスの前輪がひっかかって危険です。又、同入口ではウィンカーを出さずに突入（侵入ではなく）してくる車両が多く、これも危険です。		